

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第36号

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（略）		別表（略）	
区分	利用料金	区分	利用料金
個人	<u>320円</u>	個人	<u>400円</u>
団体	1人につき <u>190円</u>	団体	1人につき <u>240円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。